

(中間案)



第2期一関市成年後見制度利用促進計画

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月

一 関 市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	基本理念	2
第2章	計画策定の背景	3
1	国の動向等	3
(1)	成年後見制度の趣旨	3
(2)	成年後見制度利用促進法の施行と基本計画の策定	3
2	当市の現状と課題	4
(1)	年齢3区分別人口の推計と認知症高齢者の人口推計	4
(2)	知的障がい者と精神障がい者の状況	5
(3)	成年後見制度の認知状況	5
(4)	成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用状況	6
第3章	施策の展開	10
1	基本施策	10
2	具体的な取組み	10
(1)	制度の広報、普及啓発の推進	10
(2)	相談窓口の機能強化	11
(3)	必要な制度の利用・移行促進	12
(4)	申立て手続きの支援体制の整備	12
(5)	権利擁護を支える地域づくり	12
(6)	成年後見人等の支援体制の確保	13
(7)	権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備	13
(8)	意思決定支援を円滑に行う体制づくり	14
第4章	計画の評価及び進行管理	15
資料編	用語解説	16

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人を法律的に支える制度で、本人に代わって財産の管理や契約行為を行うなど、その人の権利を守り、生活を支援するための制度です。

平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）に基づき、令和4年3月25日に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～（以下、「第二期国基本計画」という。）が閣議決定されました。

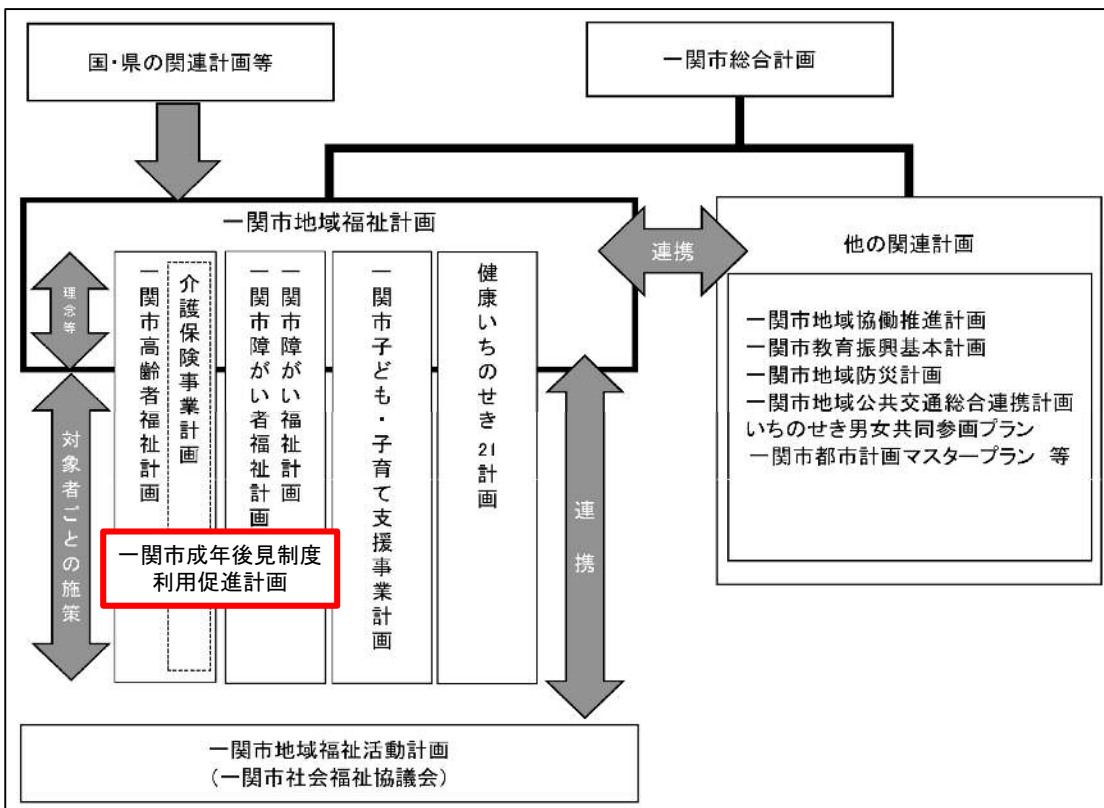
そのため、本市においても第二期国基本計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とし、第二期一関市成年後見制度利用促進計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、第二期国基本計画と整合性を図りつつ、市の成年後見成制度の利用の促進に関する施策について定めるものです。

また、一関市総合計画を最上位計画とし、各福祉分野における個別計画に共通する考え方を横断的、体系的に示した一関市地域福祉計画の理念のもとに、一関市高齢者福祉計画及び一関市障がい者福祉計画の分冊として策定するものです。

■ 関連計画との関係図



3. 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画期間中は、総合計画をはじめとする各福祉計画との整合性を図りながら、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

■計画の策定期間

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
総合計画	H28～R 2 前期基本計画		R 3～R 7 後期基本計画					R 8～
地域福祉計画	H28～R 2 (5年)		R 3～R 7 (5年)					R 8～
高齢者福祉計画	H30～R 2 (3年)		R 3～R 5 (3年)			R 6～R 8 (3年)		
障がい者福祉計画	H30～R 5 (6年)					R 6～R 11 (6年)		
成年後見制度利用促進計画	未策定		R 3～R 5 (3年)			R 6～R 8 (3年)		
(国) 成年後見制度利用促進計画	H29～R 3 (5年)			R 4～R 8 (5年)				

4. 基本理念

誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に生活する地域共生社会の推進において、成年後見制度の利用は、個人の尊厳や権利を保護するため重要なものであり、より一層の利用促進が求められます。

単に制度の利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備し、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

なお、司令塔・事務局・進行管理機能を担う中核機関（成年後見支援センター）が中心となりながら、地域連携ネットワーク全体で計画を推進していきます。

第2章 計画策定の背景

1. 国の動向等

(1) 成年後見制度の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の権利を守り、生活や財産を法律的に支援する制度で、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、残存能力の活用を理念とし、平成12年4月から始まりました。

(2) 成年後見制度利用促進法の施行と基本計画の策定

認知症や知的障がい、精神障がいがあることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、地域共生社会の実現において重要であり、これらの人たちを支える手段として成年後見制度が作られました。十分に利用されているとは言えない現状から、国では、平成28年5月に成年後見制度利用促進法を施行しました。

成年後見制度利用促進法は、成年後見制度の利用の促進についてその基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

令和4年3月に閣議決定された第二期国基本計画では、成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方として、以下の3つを定めています。

- 1 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- 3 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

成年後見制度利用促進法

第1条 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2. 当市の現状と課題

(1) 年齢3区分別人口の推計と認知症高齢者の人口推計

一関市人口ビジョンを参考に行った人口推計では、高齢者人口は令和3年度に41,916人をピークに減少傾向に向かい、令和8年度には高齢者人口が、40,816人となる見込みです。

また、高齢化率は、令和5年（10月1日現在）は38.5%であるのに対し、令和8年には39.5%と1.0ポイント増加する見込みとなっており、その後も引き続き高齢化率の上昇が見込まれています。

■ 年齢3区分別人口の推計

(単位:人、%)

区 分	令和2年 (2020)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
総人口	113,877	107,930	106,297	104,777	103,227	97,046	82,044
15歳未満	11,767	10,245	9,955	9,575	9,247	8,211	6,852
15～64歳	60,259	56,148	55,010	54,126	53,163	49,538	40,353
65歳以上	41,851	41,537	41,331	41,076	40,816	39,298	34,839
前期 高齢者	19,427	19,168	18,665	18,055	17,526	15,494	13,173
後期 高齢者	22,424	22,369	22,666	23,021	23,290	23,804	21,666
高齢化率	36.8	38.5	38.9	39.2	39.5	40.5	42.5

出典：一関市高齢者福祉計画（令和6年度～令和8年度）

認知症高齢者については、3年間で320人増加しており、65歳以上の高齢者に占める割合は、13.4%になっています。

認知症高齢者について、団塊の世代すべてが後期高齢者となる令和7年には、65歳以上の高齢者の5人に1人、全国で約700万人が認知症になると見込まれており、将来的に人数は増加が見込まれます。認知症に関する正しい理解や対応に係る正しい知識の普及が重要であり、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援する体制づくりが求められます。

■ 認知症高齢者人口の構成

(単位:人、%)

区 分	令和元年度			令和4年度			3年間の 増減数	
	65歳 以上人口	構成比		65歳 以上人口	構成比		構成比	
認知症高齢者	5,266	41,732	12.6	5,586	41,796	320	0.8	

出典：認知症高齢者等の日常生活自立度調査（一関地区広域行政組合）各年度3月31日現在

※ 認知症高齢者については、今期計画より認知症高齢者等の日常生活自立度調査の数値を活用。認知症の症状があるとされるランクⅡ以上を認知症高齢者として集計

(2) 知的障がい者と精神障がい者の状況

療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は経年で増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が多くなっています。

■程度別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A(重度)	402 (31.2)	400 (30.7)	386 (29.8)	392 (30.1)	388 (29.7)
B(中軽度)	888 (68.8)	905 (69.3)	911 (70.2)	911 (69.9)	920 (70.3)
合計	1,290	1,305	1,297	1,303	1,308

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料:岩手県

出典：一関市障がい者プラン 2024

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	363 (33.4)	326 (30.2)	309 (28.9)	332 (29.7)	324 (27.7)
2級	592 (54.5)	620 (57.3)	630 (59.0)	659 (58.9)	726 (62.0)
3級	131 (12.1)	135 (12.5)	129 (12.1)	127 (11.4)	120 (10.3)
計	1,086	1,081	1,068	1,118	1,170

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料:岩手県一関保健所

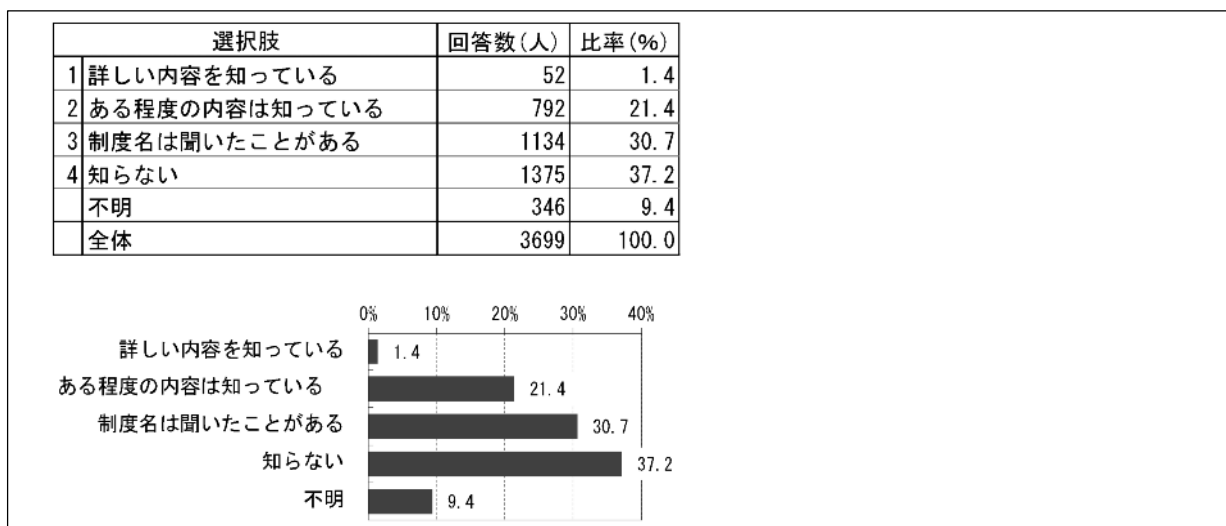
出典：一関市障がい者プラン 2024

(3) 成年後見制度の認知状況

令和4年度に、一関地区広域行政組合が65歳以上の一般高齢者、事業対象者、要支援者を対象に行った介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、成年後見制度を知っているかどうかを聞いたところ、「知らない」と回答した人は全体の37.2%であったのに対し、「詳しい内容を知っている」「ある程度の内容は知っている」と回答した人は22.8%と、全体の4分の1を下回りました。

高齢者のみの調査ではありますが、成年後見制度の認知度はまだまだ低いことがうかがえます。

■成年後見制度の認知状況



出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和5年3月）

(4) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用状況

判断能力が不十分な人の権利を擁護するための仕組みとして、成年後見制度のほか、判断はできるがその判断に不安があり、日常生活を営むのに支障がある人を支援する日常生活自立支援事業があります。この事業は、自立した地域生活の維持・継続を目的に、支援を望む人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービスの手続きの援助を行う事業であり、当市においては一関市社会福祉協議会が実施しています。

当市の成年後見制度の利用者数は令和4年12月末時点で後見180人、保佐27人、補助2人、任意後見2人の計211人となっており、後見については全国と比較し利用者の割合は高くなっていますが、全区分の合計で比較すると全国よりやや低率になっています。これに対し、日常生活自立支援事業の当市の利用者数は、全国とほぼ同率になっています。

日常生活自立支援事業の利用者のうち、判断能力が低下し成年後見制度の利用が望ましいと認められる人の、円滑な制度移行が求められています。

■成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用者数（本人数）

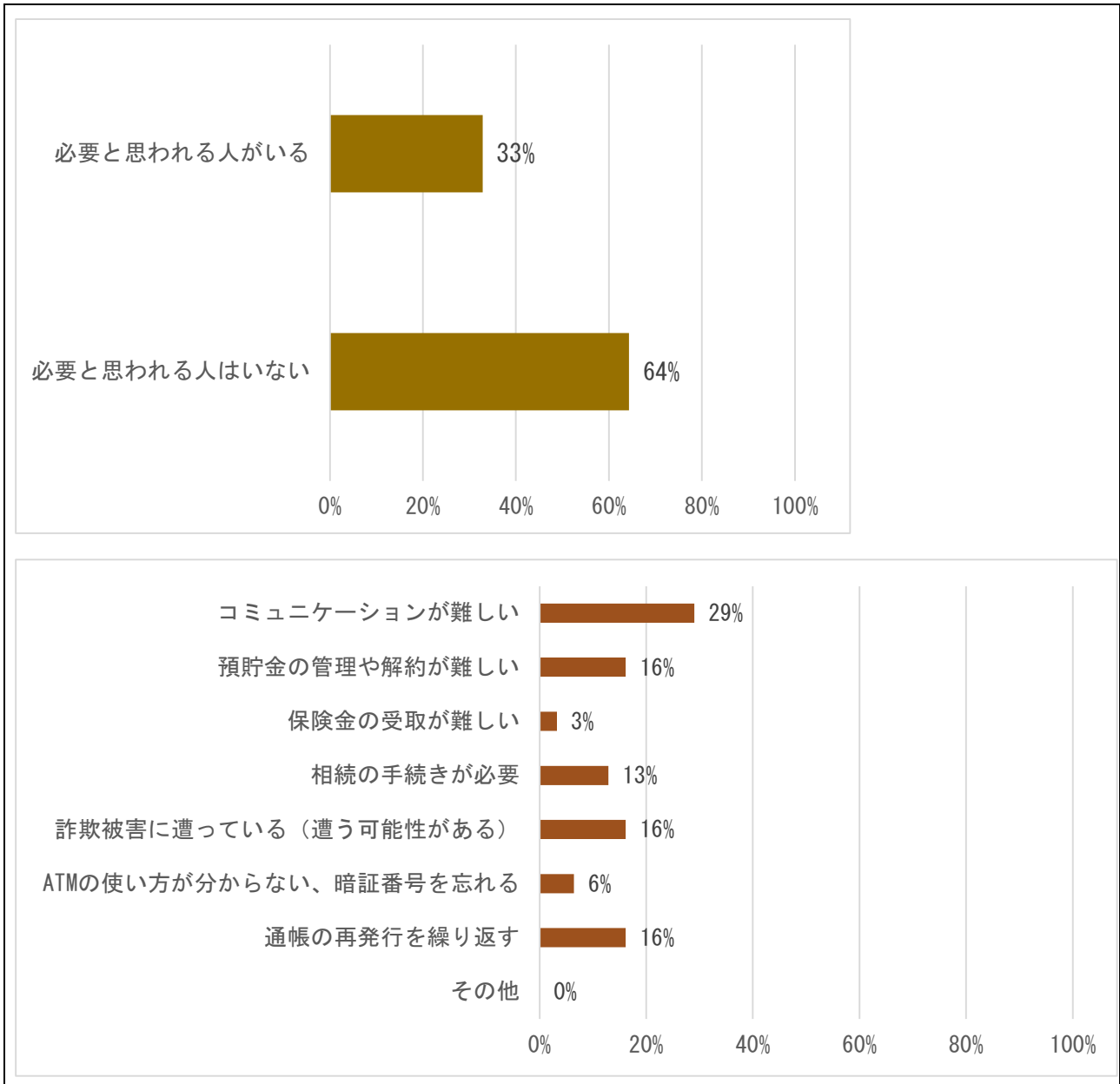
区分	後見	保佐	補助	任意後見	小計	日常生活自立支援事業
全国	178,316	49,134	14,898	2,739	245,087	56,674
(割合)	0.142%	0.039%	0.009%	0.011%	0.195%	0.045%
岩手県	1,631	423	93	19	2,166	1,009
(割合)	0.137%	0.035%	0.005%	0.008%	0.182%	0.085%
一関市	180	27	2	2	211	48
(割合)	0.164%	0.025%	0.002%	0.002%	0.192%	0.044%

※令和4年12月末時点。ただし、日常生活自立支援事業のうち岩手県、一関市は令和5年3月末時点。）

※割合は令和4年12月末時点の住民基本台帳人口に対するもの。

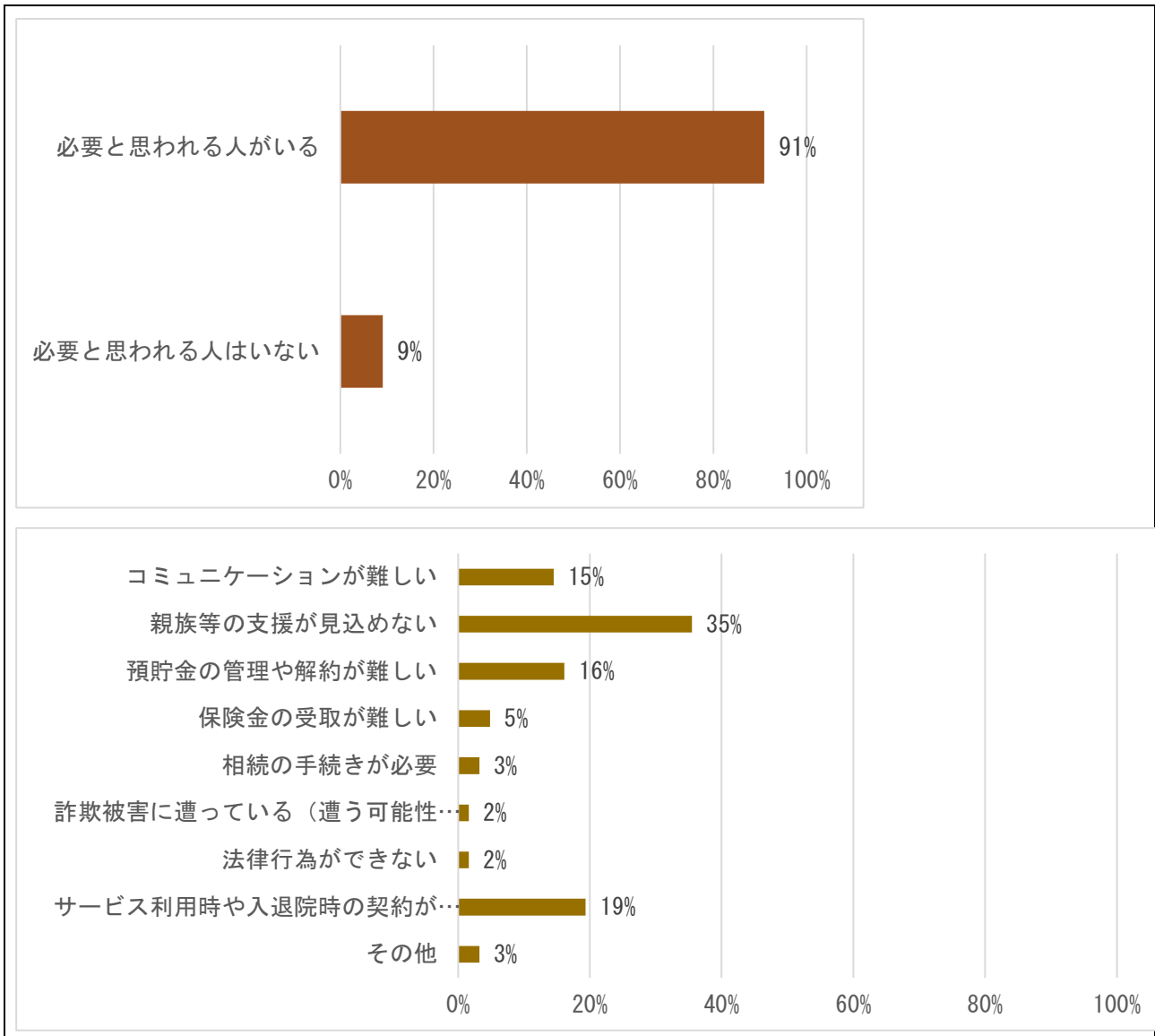
また、令和5年度に一関市成年後見支援センターが実施した令和5年度成年後見制度の利用に関するアンケート調査（金融機関向け）（以下、「金融機関向け調査」という。）及び令和5年度成年後見制度の利用に関するアンケート調査（施設・病院向け）（以下、「施設・病院向け調査」という。）において、成年後見制度を利用している人以外にも、成年後見制度の利用が必要だと思われる人がいるとの回答結果が、金融機関向け調査では9割を超えており、制度利用の潜在的なニーズがあることが分かりました。

■制度利用が必要な人の有無と「必要と思われる人がいる」と答えた理由（金融機関）



出典：金融機関向け調査

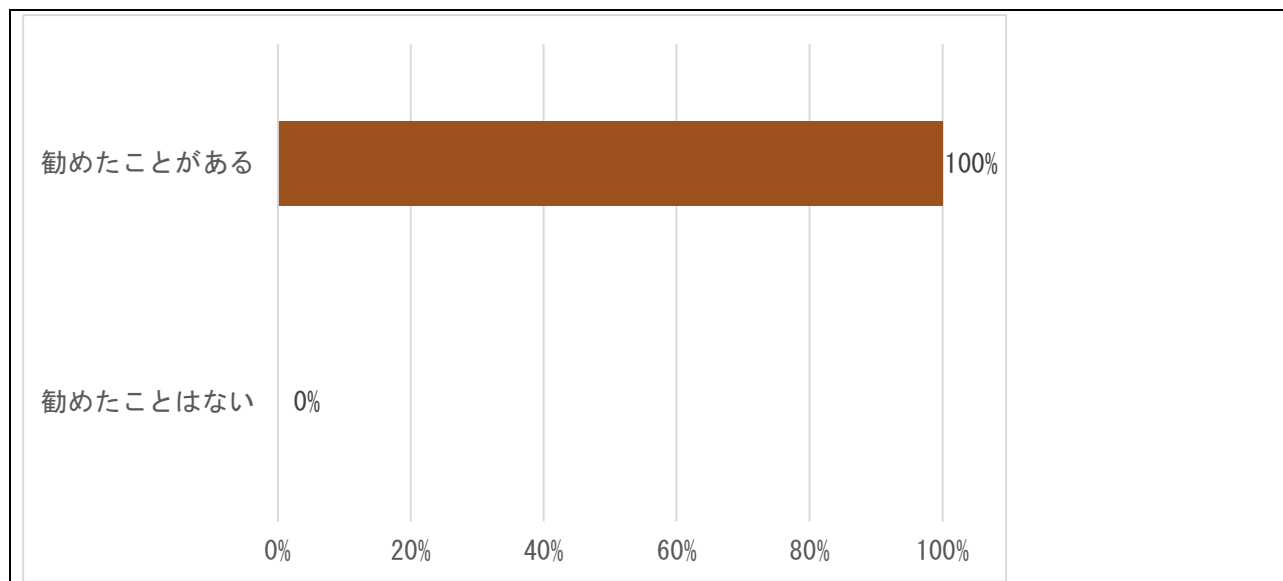
■制度利用が必要な人の有無と「必要と思われる人がいる」と答えた理由（施設・病院）



出典：施設・病院向け調査

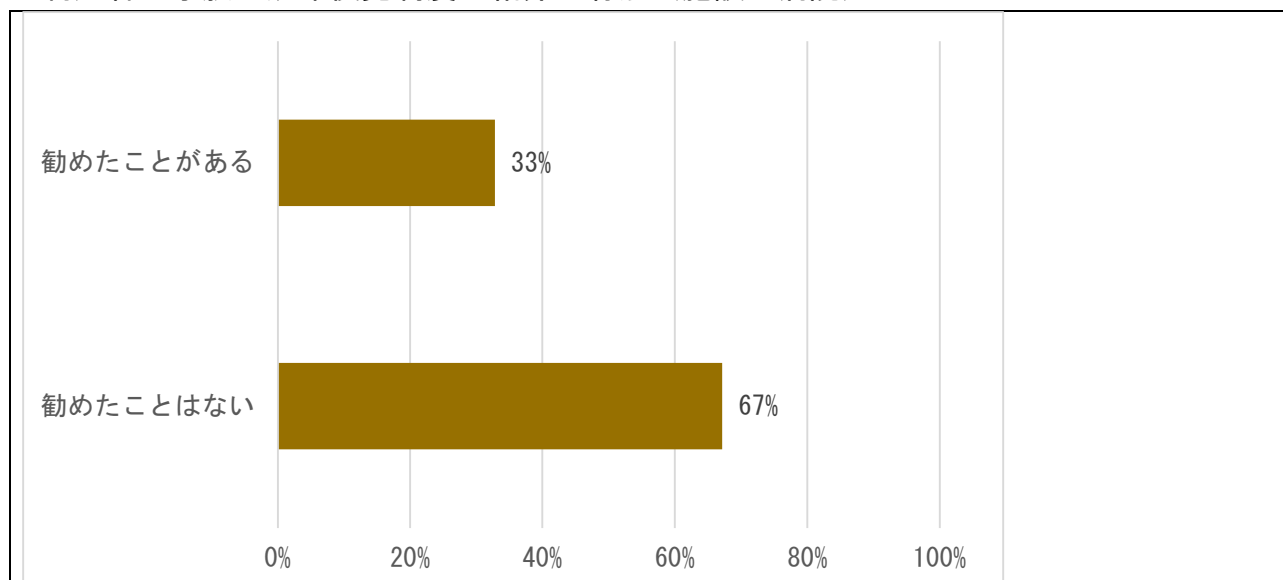
さらに、金融機関向け調査及び施設病院向け調査において、利用者や家族に成年後見制度の利用を勧めたことがあるとの回答結果が、金融機関向け調査では回答のあった金融機関の全てが利用を勧めたことがあり、日頃から成年後見制度に密接に関わっている状況がうかがえます。

■利用者や家族へ成年後見制度の紹介の有無（金融機関）



出典：金融機関向け調査

■利用者や家族へ成年後見制度の紹介の有無（施設・病院）



出典：施設・病院向け調査

第3章 施策の展開

1. 基本施策

広報啓発

- ・制度の広報、普及啓発の推進

相談機能

- ・相談窓口の機能強化

支援体制

- ・必要な制度の利用・移行促進
- ・申立て手続きの支援体制の整備
- ・権利擁護を支える地域づくり
- ・成年後見人等の支援体制の確保
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備
- ・意思決定支援を円滑に行う体制づくり

2. 具体的な取り組み

(1) 制度の広報、普及啓発の推進

市や関係機関において、成年後見制度の普及啓発のための講演会等を実施していますが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では制度の認知度が低い結果となり、住民や地域社会における制度の認知度を高めることが必要となっています。

また、金融機関向け調査では、回答のあった金融機関の全てがお客様や家族に成年後見制度の利用を勧めたことがあり、金融機関が日頃から成年後見制度に密接に関わっている状況がうかがえます。

加えて、施設・病院向け調査では、市の成年後見制度の施策に対する要望として、「制度の情報提供」「講演会や研修会の開催」の回答が多く、自由回答では、「情報発信があまりに不足している。入所者家族の理解度が少なく、制度そのものを知らない本人・家族が多い」「地域、関係機関を通じて利用者本位で進められるように、制度に対する正しい知識の普及が必要と思う。」などの意見がありました。

本人や家族、住民、身近な支援者が成年後見制度を正しく理解していない場合、成年後見制度が本人の権利を守るための有効な手段とならない可能性があります。このことから、成年後見制度について、より積極的な周知、啓発活動を実施し、地域住民のみならず、関係機関に対しても幅広く周知を行います。

- ① 本人を含めた地域住民等、支援に関わる関係者、専門職等が権利擁護の必要性に関する情報や、成年後見制度について十分理解を深めていくために周知、啓発活動を推進します。なお、高齢者、障がい者特性に応じた周知・啓発活動を行います。
- ② 講演会・出前講座などの開催にあたっては、制度に対する関心を高めて参加するきっかけを作るため、働きかけの手法の検討や制度の周知に取組みます。

(2) 相談窓口の機能強化

「成年後見制度の利用を検討したい」、「判断能力が低下し生活上の困りごとが増えてきた」などの住民からの相談については、市、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター及び指定相談支援事業所が一次相談窓口として対応することとしております。一方、成年後見支援センターは二次相談窓口として、一次相談窓口や個別チームの支援を行います。

成年後見制度はその人の生活を支える制度であり、福祉制度に限らず、様々な制度に関わります。そのため、1つの専門職だけでは解決・整理できない項目も多く、制度利用を検討するにあたっては、様々な関係機関が関わり、検討することが求められます。

また、支援者間の調整をより円滑に実施していくためには、支援者同士の顔の見える関係づくりが必要になることから、支援者間で意見交換、情報共有を行い、連携強化を図ります。

- ① 住民や関係機関等へ、相談窓口（一次相談窓口、成年後見支援センター）の周知、広報を行います。一次相談窓口については、地域共生社会の観点から、高齢者、障がい者の区分で対応にばらつきが生じないように、支援対応の平準化を図ります。
- ② 成年後見支援センターは、当面の間は一次相談窓口と一体的に相談業務にあたり、相談に係る知識や情報、ノウハウなどを集約・蓄積することで、二次相談窓口としての専門性の向上に努めます。
- ③ 成年後見支援センターは、一次相談窓口で抱える課題等や成年後見制度のニーズに関する情報収集に努めます。また、一次相談窓口と成年後見支援センターの連携を強化し、相談体制を確立させます。

(3) 必要な制度の利用・移行促進

成年後見制度の利用が必要である人については、後見等開始の審判請求が適切に行われるよう取組む必要があります。

地域連携ネットワークが構築されるなかで、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されることにより、日常生活自立支援事業の利用者のうち、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等を進めます。

- ① 制度の利用の必要性については、多角的な視点からの検討が重要となるため、チームによる検討を基本としつつ、その検討に客観性・専門性が確保されるよう支援を行います。
- ② 事務調整会議を定期的実施し、日常生活自立支援事業の利用者のうち、判断能力の状況により成年後見制度への移行が必要と認められる人への移行調整を行います。

(4) 申立て手続きの支援体制の整備

施設・病院向け調査では、成年後見制度の利用が必要な理由について、35%が「親族等の支援が見込めない」と回答、19%が「介護保険・障がい福祉サービス・入退院における契約が必要」と回答しています。

成年後見制度の利用を検討する際の大きな壁となっているのが、申立て手続きの複雑さにあります。本人や家族の状態によっては、申立ての手続きそのものに対する支援が必要な場合もあり、制度の利用促進を考える上では、手続きの支援体制を確保する必要があります。親族関係が希薄で判断能力の低下がある方の場合、申立て人が親族間におらず本人申立てもできない状態となり、市長申立てが必要となる場合が想定されます。

令和5年度に一次相談窓口を対象に行った成年後見制度に関するアンケートにおいて、「これまで申立て支援を行っていたが、書類作成や準備に時間を要し、他業務と並行しながら支援を進めることは容易ではない」との意見が複数寄せられ、専門職への支援や学習機会の提供が必要です。

- ① 一次相談窓口において、申立て支援が適切かつ円滑に行えるよう、具体的な研修会を開催し、相談・申立てに関する対応能力の向上を図ります。
- ② 成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず身寄りがいない場合や、親族等の支援が見込めない場合は、老人福祉法等の規定に基づき、市長申立てを行います。

(5) 権利擁護を支える地域づくり

制度の利用促進を進めるうえでの当市における大きな課題のひとつが、受任者の確保です。現在、成年後見人等の選任は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選任されており、今後も親族による選任が見込めない場合は第三者を中心に選任され、弁護士、司法書士、社会福祉士だけでは不足するおそれがあります。

権利擁護を支える地域づくりとして、法人後見や市民後見等の新たな受け皿を充実させる取組みを検討します。

- ① 社会福祉法人を中心とした法人後見の実施に向けて、検討を行います。利益相反を防止するため、市内で2法人以上が実施できるような仕組みづくりを構築します。
- ② 地域共生社会の実現に向けた一つの取組みとして、市民後見人の育成や活動について取り組みます。
- ③ 適切な後見人候補推薦のため、受任調整のための仕組みづくり（受任者調整会議の設置）を検討します。後見人候補者の的確な推薦ができるよう、日頃から家庭裁判所との連携体制を整えます。
- ④ 低所得であっても制度を安心して利用できるよう、制度を利用するため費用の助成を支援するとともに、周知を行います。

(6) 成年後見人等の支援体制の確保

成年後見人選任後、本人と成年後見人が関わりを開始しますが、後見人等だけで、本人の支援をしていくわけではありません。様々な課題に対し、それぞれの支援者が関わりを持つ必要があります。

チームとは、「協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み」をいいます。権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者（後見等開始後はこれに後見人が加わって）、協力して日常的に本人に見守っていく必要があります。

チームとしての支援の継続など、成年後見人等の支援体制の充実を図ります。

- ① 成年後見人等からの相談に応じ、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有します。
- ② 成年後見人等が選任されても、チームとしての継続支援の体制が確保される仕組みづくりを促進するとともに、チームに加わる関係者や家庭裁判所との連携を強化します。

(7) 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備

権利擁護支援の各取組みが有機的かつ強固に連携され、専門職団体や関係機関が主体的に協力し合える地域連携のためのネットワークづくりとして、「一関地域権利擁護連携推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置・運営します。

また、権利擁護支援に係る情報の集約、関係機関に対する専門的助言等の支援、協議会の事務局など、当市における成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援に係る総合調整を行う機関として、中核機関を設置・運営します。

なお、成年後見支援センターを中核機関とし、中核機関に求められる役割として、「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」の3つの機能を位置づけます。

① 司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体の構想とその実現に向けた進捗管理・コーディネートを行います。

- ② 事務局機能
協議会の運営を行います。
- ③ 進行管理機能
 - ・権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
 - ・本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
 - ・モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

- ① 協議会及び中核機関については、令和6年度中に設置します。
- ② 地域における各種専門職団体、関係機関を協議会の構成員とし、地域課題の検討・調整・解決、多職種連携などを行います。また、行政や関係機関が一体となり、地域連携ネットワークを構築します。

(8) 意思決定支援を円滑に行う体制づくり

意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関する支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選考に基づく意思決定をするための活動をいいます。意思決定支援は本人が意思決定の主体となるものであり、第三者が意思決定主体となる代理代行決定とは区別されます。

また、判断能力が十分でなくても、日々の生活や人生において、自らの意思による選択ができるよう、その人本人を中心とした支援のあり方が重要です。制度の利用だけではなく、自己決定権の尊重や将来に向けた備えのための仕組みづくりの検討を行います。

- ① 本人の意思で行うことが可能な「備えの後見」である任意後見制度について、制度の周知と活用について充実を図ります。
- ② 意思決定支援に関する講演会や研修会を実施し、可能な限り本人自ら意思決定できるよう支援します。
- ③ 終活などの将来に向けた備えや、意思決定支援のため、「人生会議」(ACP (Advance Care Planning)) 等の取組み・活用について、関係機関と連携し、検討します。

第4章 計画の評価及び進行管理

1. 評価及び進行管理の体制

計画の達成状況の点検及び評価は、目標の達成状況等を協議会に報告することにより実施し、課題の抽出・解決に向けての検討等を行います。

併せて、市内部における計画の遂行及び進行管理を円滑に行うため、部署を横断した体制を整備します。

用語解説

	用語	解説											
か行	協議体	後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。											
さ行	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて後見業務を適正に担います。市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、成年後見人等としての活動が始まります。											
	人生会議（ACP）	もしもの時のために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことをいいます。											
	成年後見支援センター	当市では、令和5年4月1日付けで市役所長寿社会課内に設置しました。役割としては、①権利擁護支援、成年後見制度利用促進のコーディネート、②協議会の事務局機能、③専門的判断機能、の3つの役割を持ちます。また、中核機関の業務として、広報啓発や相談などの業務や地域連携ネットワークの運営を行います。											
	成年後見制度	本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」という。）が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、常に判断能力が欠けている状態の人を対象とする「後見」、判断能力が著しく不十分な人を対象とする「保佐」、判断能力が不十分な人を対象とする「補助」の3つの類型があります。 <table border="1" data-bbox="657 1715 1430 1962"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象となる人</th> <th>援助者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後見</td> <td>判断能力が全くない（欠けているのが通常の状態の）人</td> <td>成年後見人</td> </tr> <tr> <td>保佐</td> <td>判断能力が著しく不十分な人</td> <td>保佐人</td> </tr> <tr> <td>補助</td> <td>判断能力が不十分な人</td> <td>補助人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象となる人	援助者	後見	判断能力が全くない（欠けているのが通常の状態の）人	成年後見人	保佐	判断能力が著しく不十分な人	保佐人	補助	判断能力が不十分な人
区分	対象となる人	援助者											
後見	判断能力が全くない（欠けているのが通常の状態の）人	成年後見人											
保佐	判断能力が著しく不十分な人	保佐人											
補助	判断能力が不十分な人	補助人											
た行	地域連携ネットワーク	保健・福祉・医療の連携だけではなく、新たに司法も含めた連携の仕組みです。											
	チーム	本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後											

		見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みです。後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結びつける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできるかぎり継続的に把握し対応する役割を果たします。
	中核機関	専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネーターを担う中核的な役割です。成年後見支援センターを中核機関として位置づけます。
な行	任意後見制度	本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。
	ノーマライゼーション	成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきことをいいます。
は行	法人後見	自然人（個人）ではなく、社会福祉法人などの専門的な知識・能力・体制等を備えた法人が、成年後見人等を選任され、任務を行うことをいいます。組織的に任務に当たるため、長期的な支援が可能という利点があります。